

## 金融ファクシミリ新聞 FAX 版 サービス利用約款

Ver.1.5

本「サービス利用約款」は、お客様（以下「甲」という）と株式会社金融ファクシミリ新聞社（以下「乙」という）との間における乙が提供するサービス「金融ファクシミリ新聞 FAX 版（以下、「金ファク FAX 版」）」の利用約款とする。

1. 甲は乙が提供する金ファク FAX 版が著作権法により、その著作権が保護されている著作物であることを了承するものとする。
2. 甲は著作権法第 21 条により乙の提供する金ファク FAX 版の複製を著作権者である乙が占有していることを了承する。よって甲が本契約約款の各条項に違反した場合は、民事上・刑事上の責任を、甲は、乙に問われることを了承するものとする。
3. 本契約は、別途契約を交わした場合を除き、部署単位におけるサービスとし、利用部署内と表記する一部部署単位とは、所属部員数 20 名以内をその単位規模とする。
4. 乙は、甲による本契約約款に対する違反が判明した場合、1 複写並びに 1 転送につき正規利用料の 1 ヶ年分を損害賠償金として請求・回収するものとする。
5. 甲は、乙が提供するサービスに関し閲覧できうる機器等をはじめとする利用環境を甲の責任にて準備するものとし、甲は乙が推奨する利用環境を無条件で受け入れるものとする。
6. 乙は、金ファク FAX 版の運営にあたり、最適なるシステム構築を行うものとし、甲は、不定期でのシステム更新を受け入れるものとする。何らかの障害により金ファク FAX 版に利用・閲覧障害が生じた場合、乙はすみやかに復旧に取り組むものとし、乙は、金ファク FAX 版の利用・閲覧障害に対して一切の責任を問われないものとする。
7. 乙は、乙の基準によるセキュリティ対策を施した上で、甲に対しサービス提供を行うが、甲側の通信機器に何らかの被害が発生した場合、乙は、甲に、その被害に対して一切の責任を問われないものとする。
8. 甲は公私有・国内外を問わず乙の提供する金ファク FAX 版を無断で複製を作成できないものとする。複製とは複写機によるコピーをはじめ、ネットワークやシステムへの取り込みにおける複製の作成、メール等による転送なども意味する。ただし、金ファク FAX 版の利用契約書に記載の購読先外にいかなる手段においても提供しないことを前提に利用部署内での金ファク FAX 版の複製を本契約約款第 9 条、第 10 条に限り許容するものとする。
9. 甲は、乙より配信した金ファク FAX 版を甲の FAX 機にて自動出力する場合、出力された金ファク FAX 版をもとに作成できる複製数は 10 部を上限とし、閲覧できる人数は 20 名を上限とする。
10. 甲は、乙より配信した金ファク FAX 版を FAX 機で自動的に出力せず、FAX 機をはじめとするネットワーク上にファイルとして保管する場合、ネットワークにアクセスして閲覧できる人数は 20 名を上限とする。保管された金ファク FAX 版を強制出力した場合、紙面として作成できる複製数は 10 部 閲覧できる人数は 20 名を上限とする。
11. 甲は、乙が提供する金ファク FAX 版を利用する場合、甲は通常の FAX 機による自動受信と異なる方法（例：ネットワークやシステムへの蓄積、データの PDF 変換等）で受信する場合は、乙に受信方法を事前に申し出、了解を得る義務を負うものとする。又上記 12 条にて明記した受信、閲覧利用方法と異なる方法にて受信、閲覧利用する場合は、速やかにその旨を乙に申し出をし、受信・閲覧方法に関し乙の了解を得た上で運用ができるものとする。そして、乙の申し出により甲はネットワークにおける金ファク FAX 版の保管方法を、乙に説明する事を受け入れるものとする。
12. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力であることが判明した場合、ただちに契約の解除を実行できることとする。又、甲及び乙は何ら条件を付加することなく、この申し出を受け入れることとする。乙が司法当局により反社会勢力と認定された場合は、利用契約期間の残月の利用料金を返却するものとする。
13. 甲の都合による契約期間中の解約に関して、甲は乙に対し、残月の利用料金をはじめ所有するすべての権利を放棄するものとし、利用契約書に記載の組織内外問わず、すべての権利を譲渡することはできないものとする。
14. 本利用契約は、自動更新される。甲がライセンスの変更を含む自動更新の解除を申し出る場合は、契約応当日の 1 ヶ月前の前日までとする。契約応当日の 1 ヶ月前の前日までに申し出がない場合は、自動更新を解除できないものとする。
15. 本契約の成立、効力、解釈及び履行については日本国の法律に準拠するものとする。また、本契約について、甲と乙との間に裁判上の争いが生じた場合は、法定管轄による裁判所のほか、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることができる。
16. 乙が提供する「落札情報」メール配信についても同様に、本契約約款の条項を適用する。

以上

発行所：株式会社 金融ファクシミリ新聞社 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-9